食品安全委員会第336回会合議事録

- **1. 日時** 平成 22 年 6 月 17 日 (木) 14:00 ~14:55
- 2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 荒井内閣府特命担当大臣(食品安全)挨拶
- (2)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・添加物 2品目
 - ①3-エチルピリジン②5-エチル-2-メチルピリジン(厚生労働省からの説明)
 - ・水道により供給される水の水質基準の改正について(トリクロロエチレン) (厚生労働省からの説明)
- (3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「アセキノシル」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「ジチアノン」に係る食品健康影響評価について
- (4)食品安全モニターからの報告(平成22年4月分)について
- (5)食品安全関係情報(5月26日~6月4日収集分)について
- (6) その他

4. 出席者

(内閣府特命担当大臣)

荒井大臣

(委員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 俵木基準審査課長、吉口水道水質管理官、松田室長補佐

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、 本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

- 資料1-1 食品健康影響評価について
- 資料1-2 「3-エチルピリジン」及び「5-エチル-2-メチルピリジン」の食品 安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- 資料1-3 水道により供給される水の水質基準の改正について(トリクロロエチレン)
- 資料2-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈アセキノシル〉
- 資料2-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ジチアノン〉
- 資料3 食品安全モニターからの報告(平成22年4月分)について
- 資料4-1 食品安全関係情報(5月26日~6月4日収集分)について
- 資料4-2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

〇小泉委員長 それでは、ただ今から「食品安全委員会(第 336 回会合)」を開催いたします。本日は6名の委員が出席です。

また、先日の組閣により、食品安全担当大臣に就任されました、荒井聰大臣に御出席いただいております。

早速ではございますが、まず荒井大臣からごあいさつをいただきたいと存じます。大臣、 よろしくお願いいたします。

(1) 荒井内閣府特命担当大臣(食品安全)挨拶

○荒井大臣 今日は小泉委員長を始め、皆さんにお目にかかることができまして、ありが とうございます。

私自身は食品安全委員会の科学的な知見というものに関しては、専門家ではございませんので、そんなに深い知見があるわけではございませんので、是非皆さんにいろいろなかたちでお教えをいただきたいと思います。

ただ、以前、私は食品に関係の深い役所である農林水産省に勤務をしておりましたし、 北海道庁勤務時代には食品加工センターという研究所の立ち上げに努力をいたしました。 北海道というところは食品関係に大変関心の深いところであり、北大の農学部であります とか、見上先生がいらっしゃった帯広畜産大学でありますとか、そういうところでの研究のレベルも高いものがあると伺っておりますので、委員の皆さん、職員の方々におかれましても、そのような地元の研究機関をはじめとした様々な研究機関との交流を通じて、知見を深めていただければとも思っております。

最近、食品に関わる関心は大変深いものがあります。これは食品の事故も多いということもありますし、食品に関わる様々な環境が変化をしたことの結果なのかなと思います。また、この食品に関わる行政は何事も起こらず普通に推進されて当然であると考えられているため、ちょっと事故が起きる又は対応に不手際が生じるというようなことがあると、一気に大きな社会問題に発展をしてしまうという側面を兼ね備えてございますので、このリスク管理というものには迅速かつ大変慎重に対応しなければならないと考えております。

これからも皆さんと様々なかたちで意見交換をさせていただければと思いますので、ど うぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○小泉委員長 大臣、どうもありがとうございました。ごあいさつにありましたように、 リスク管理、あるいは我々が行っているリスク評価というものは非常に大切でございます。 私ども食品安全委員会は基本法にありますように、国民の健康保護が最も重要であるとい う認識の下に、科学的知見に基づいて中立公正な立場で客観的に評価をするということに 努めております。大臣におかれましては、食品安全委員会の運営に関しまして、今後とも 御意見あるいは御助言などをいただければ、大変ありがたいと思います。

大臣はその他の御公務ございますけれども。

- ○荒井大臣 皆さんの話を少し聞かせてください。
- ○小泉委員長 ありがとうございます。それでは、このままでしばらく御出席いただければと思います。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会(第 336 回会合)議事次第」に従いまして、議事を進めたいと思います。本日は厚生労働省から俵木基準審査課長、水道課水道水質管理室の吉口水道水質管理官及び松田室長補佐にそれぞれ御出席いただいております。

まず、お手元の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1-1「食品健康影響評価について」。3-エチルピリジン、ほかでございます。

資料 1-2 「『3-エチルピリジン』及び『5-エチル-2-メチルピリジン』の食品 安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について」。

資料1-3「水道により供給される水の水道基準の改正について (トリクロロエチレン)」。

資料2-1「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈アセキノシル〉」。

資料2-2「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ジチアレン〉」。

資料3「食品安全モニターからの報告(平成22年4月分)について」。

資料4-1「食品安全関係情報(5月26日~6月4日収集分)について」。

資料4-2「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」。

資料は以上でございます。不足はございませんでしょうか。

(2)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

〇小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。資料 1-1にありますとおり、厚生労働大臣から 6 月 14 日付けで添加物 2 品目及び 6 月 11 日付けで水道により供給される水の水質基準の改正について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず添加物 2 品目について、厚生労働省の俵木基準審査課長から説明をお願いいたします。

○俵木基準審査課長 ありがとうございます。厚生労働省の俵木と申します。よろしくお願いいたします。簡単に経緯等を御説明させていただきたいと思います。

食品添加物につきましては、食品衛生法に基づきまして、国が指定したものでなければ使えないとなっておりまして、通例、企業からの申請に基づきまして、御評価をお願いしてきているところでございます。ただ、欧米で広く使われている添加物が我が国でだけ使えないという状況は、多くの輸入食品を輸入しております我が国としては難しい問題が生じることもあり、平成14年に国際的な機関で安全性が既に評価されている及び欧米におき

まして広く使用が認められている、そういった国際汎用添加物につきましては、企業からの要請を待つことなく国が指定に向けた検討を行うという方針が決定され、その方針に基づいて、平成14年以降、国が対応を進めているところでございます。

今回、御評価をお願いいたしますのは、資料1-2の裏表になっておりますけれども、3-エチルピリジン、5-エチル-2-メチルピリジンという2つの国際的に汎用されている香料でございまして、まだ我が国では使用できませんが、我が国での使用が認められるかどうかについて、健康影響評価をお願いするものでございます。

資料1-2の表側でございますけれども、3-エチルピリジンの概略でございます。本 剤はウイスキー、ビール等の通常の食品中にも存在する天然の成分でございますが、それ を人工的に合成したものでございます。欧米では焼き菓子等々、ここに記載のとおり、様 々な食品に香料して使用されているものでございます。今回、御評価をいただければ、薬 事・食品衛生審議会におきまして、食品添加物としての指定に向けて手続を進めていきた いと考えております。

裏側でございますが、同様に国際的に汎用されます香料でございまして、我が国では使用が認められていないものでございます。 5 - エチルー2 - メチルピリジンでございますが、これにつきましてもウイスキー等、通常の食品中に天然にも存在する成分でございまして、欧米では広く焼き菓子等、様々な加工食品に香料として使用されているものでございます。 先ほどの品目と併せまして、健康影響評価をいただきましたら、薬事・食品衛生審議会におきまして、指定に向けて手続を進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容について、御意見・御質問が ございましたらお願いします。どうぞ。

○野村委員 これは欧米で広く使用されているということですが、我が国でそういう欧米のような状況に至っていない理由を説明していただけますか。

○俵木基準審査課長 我が国で指定していないということですけれども、香料については 特に使用量も少なく、特定の企業が申請に至るのが非常に難しかったのではないかと思わ れるところでございます。これまでに 54 種類の香料につきまして、国際的に汎用されてい るものについてリストされておりまして、順次、国がこういった手続を進めているところ ですけれども、恐らくそれについては欧米では汎用されておりますが、なかなか我が国で の指定の手続までに至らなかったということではないかと思います。

〇小泉委員長 よろしいですか。ほかの委員の方々、いかがですか。どうぞ。

○村田委員 1点確認で教えて下さい。2番目のものですが、5 − エチルー2 − メチルピリジンですけれども、これは2 − エチルー5 − メチルピリジンと類似していると思いますが、違うものであるというデータが付いているということでよろしいのでしょうか。非常に似ているものが混同されたという例があったと思いますけれども、このエチルとメチルを逆にした構造は非常に類似していると思いますが、それではないということは、ちゃんと調べられているのでしょうか。

○俵木基準審査課長 たしか以前に非常に似ているもので、2と6だったか、6と2だったか、取り違えていた件がございますけれども、その件もございまして、既に御評価をお願いしているものも含めまして、この試験の対象品につきましては確認をしておりまして、その点は大丈夫だと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、本2件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたしま す。俵木課長、どうもありがとうございました。

続きまして「水道により供給される水の水質基準の改正について」です。厚生労働省の 水道課水道水質管理室の吉口水道水質管理官及び松田室長補佐から説明をお願いいたしま す。

○吉口水道水質管理官 厚生労働省の吉口でございます。資料1-3によりまして、御説明申し上げます。

去る6月11日付けで諮問させていただきましたのが、トリクロロエチレンに係る水道水質基準の見直しでございます。水道法に基づく水質基準は厚生労働省令において、現在50項目を定めてございますが、最新の科学的な知見に従って、常に見直しを行う必要があるとの考えに立ちまして、種々の研究成果や食品安全委員会から示されました健康影響評価を踏まえ、逐次に改正を行ってきております。

トリクロロエチレンについては、平成 20 年 11 月に食品安全委員会から、非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量と発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを示していただいているところでございます。

資料をめくっていただきまして、下に1ページとある表の中に整理してございますように、発がん性に関する評価結果は、トリクロロエチレンに係る現行の水質基準値 0.03~mg / L を設定しました際の根拠となった知見と同じであることから、今回の見直しの検討において注目しましたのは、非発がん性毒性を指標とした場合の TDI $1.46~\mu~g/kg$ 体重/日でございます。

2ページでございますが、基準値見直しの考え方としては、トリクロロエチレンは地下水汚染の原因として知られる物質であり、汚染された地下水を水道原水としている地域などにおいて、特異的に高く検出されることがあります。また、シャワーや入浴の頻度が高い我が国では、水道水からの蒸発による暴露も相当程度あると考えられるところでございます。

この新たな評価値に照らして、水道水における細菌の検出状況を見ますと、4ページの次に添付しているデータにございますように、幾つかの地点、平成19年度においては2地点の浄水において新評価値を超えたトリクロロエチレンが検出されております。そうした水道においては今後対策が必要となりますが、当該の水道事業者にも確認しまして、何とか対応できるだろうと見込んでいるところでございます。

以上のトリクロロエチレンに係る水質基準の見直し、強化の方針につきましては、厚生 労働省においても本年2月に開催した厚生科学審議会生活環境水道部会に報告をし、了承 を得たことから、今般、食品安全委員会の御意見をお伺いしているものでございます。な お、トリクロロエチレンに係る直近の新たな知見につきましては、平成20年と21年の国 内外の研究論文を文献検索しましたところ、資料の最後のページに添付させていただいて おりますとおり、疫学研究のキーワードあるいは毒性学研究、動物実験のキーワードで抽 出されたものがあり、このうち毒性学研究の動物実験では、自己免疫疾患という新たなエ ンドポイントに関する知見が見られました。この点について、清涼飲料水部会の専門委員でもある国立医薬品食品衛生研究所の広瀬明彦総合評価研究室長にもアドバイスをいただいておりますが、広瀬室長からは注視すべき知見でもあり、食品安全委員会において御確認いただくのがよいのではないかとの指摘があったところでございます。貴委員会において、これらの知見も含めて御審議いただければと存じます。貴委員会から答申が得られましたら、速やかにパブリック・コメントの募集を行った上で水質基準省令の改正を行いたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〇小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容について、御意見・御質問が ございましたらお願いします。よろしいですか。

教えていただきたいのですが、このトリクロロエチレンは恐らく産業現場で機械洗浄あるいはドライクリーニング等で非常にたくさん使われていた溶剤だと思いますが、この年次経過を見て、汚染が検出される頻度が少しずつ増えているのですか。それとも、だんだんと少なくなっているのでしょうか。

○吉口水道水質管理官 委員長のお話のように、トリクロロエチレンは過去に大量に使用されてきた物質でございまして、使用中の漏出あるいは廃液の投棄などによりまして、地下深く浸透しまして、地下水に混入することによって、長い期間にわたって地下水汚染が続いていることが知られているものでございます。

現在では地下水の環境基準も設定されておりますし、水質汚濁防止法による地下浸透規制も導入されてございますので、近年ではトリクロロエチレンの検出状況が横ばい傾向にあるのではないかと考えてございますけれども、先ほど御説明させていただきましたように最後の紙にもございますが、原水あるいは浄水でも検出されている事例が見られるのは、そういう状況でございます。

〇小泉委員長 ありがとうございました。ほかに何か御意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、このトリクロロエチレンにつきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、昨年 10 月 8 日付けの委員会決定の適用を受けるものと思います。

また、今回の諮問に当たりまして、新たな知見に関する情報が提出されておりますので、

この委員会の決定の1(2)の規定によりまして、担当委員の長尾さんから本品目に関し、 先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づきまして、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いします。

○長尾委員 それでは、少し説明させていただきます。今回は厚生労働省から提出されたトリクロロエチレンに係る新たな知見に関する資料を確認いたしましたけれども、その中に既存の評価書には示されていない免疫系の影響に関して言及している知見がございました。それらの知見の中には、動物実験において低用量の投与で免疫異常を示唆する影響が認められるものが含まれておりまして、TDI 等を検討するための定量評価として注目すべき知見であるため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えます。

○小泉委員長 分かりました。ただ今の説明によりますと、本件については現時点で既存の評価に影響を及ぼす可能性があると認められるということです。したがいまして、本委員会としては専門調査会に調査審議をさせるものとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、本件につきましては、化学物質・汚染物質等専門調査会において審議することといたします。吉口水道水質管理官、松田室長補佐、どうもありがとうございました。

(3)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

〇小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。まず農薬アセキノシルに関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、本年1月7日の委員会会合におきまして、厚生労働省から評価要請があった際に既に食品健康影響評価の結果を有しているため、昨年 10 月 8 日付けの食品安全委員会決定に基づき検討を行い、今後、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂するとしていました。

担当委員の廣瀬さんから説明をお願いします。

○廣瀬委員 今年の1月7日に厚生労働省から評価要請のありましたアセキノシルにつ

きましては、本委員会で直接審議していただくために農薬評価書第2版の案を本日の資料として提出いたします。この第2版につきましては、具体的には作物残留試験の成績が加わっただけでありまして、ADIの変更はございません。詳しくは事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○北條評価課長 資料 2 − 1 に基づいて御説明を申し上げます。アセキノシルでございますけれども、キノリン系の殺ダニ剤でございます。評価書の3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては既に1回、当委員会におきまして御評価をいただいているところでございます。今回の評価の要請はこの第2版関係ということで適用拡大、具体的に申し上げますとピーマン、食用きく、さといも、うめというものに対しての適用拡大の申請に基づきまして、厚生労働大臣より残留基準の設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

追加されたデータでございますが、具体的に申し上げますと、この評価書の 33 ページ以降に、別紙 3 「作物残留試験成績」という表が載っております。今回、適用拡大として申請がございましたものについては、39 ページに記載がございます。ここの下の方にピーマン、さといもとございまして、更に 40 ページの方にまいりますと、食用きく、うめといったようなものがございます。ここの部分のデータが追記をされたという内容のものでございます。

その他の新たな知見はございません。したがいまして、ADI についても変更がないというものでございます。

御説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、平成 20 年 9 月に決定いたしました評価結果と同じ値、 すなわち「アセキノシルの一日摂取許容量を 0.022 mg/kg 体重/日と設定する。」という ことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 続きまして「農薬『ジチアノン』に係る食品健康影響評価について」です。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いします。

○北條評価課長 資料2-2に基づいて御説明いたします。ジチアノンでございますが、 殺菌剤でございます。

評価書の3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、1966年に初回農薬登録をされまして、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されているものでございます。

今回の評価の要請につきましては、2007年7月にネクタリンに対します適用拡大の申請に伴い、厚生労働大臣より残留基準の設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。また、2008年9月には、とうがらしについてインポートトレランス申請も併せて要請があったものでございます。評価書(案)につきまして、本年3月11日から4月9日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果でございますが、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。したがいまして、専門調査会の評価結果をもちまして、関係の機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきましては、御意見・御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「ジチアノンの一日摂取許容量を 0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4)食品安全モニターからの報告(平成22年4月分)について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全モニターからの報告(平成 22 年 4 月分)について」です。事務局から報告をお願いします。

○小野勧告広報課長 それでは、資料3に基づきまして、御報告申し上げます。食品安全

モニターからの報告(平成 22 年 4 月分)でございます。 4 月中は 23 件の報告がございました。詳細は 2 ページ以降に書かれてございます。

まず「1. リスクコミュニケーション関係」で、全部で3件いただきました。1件目は 当委員会が主催しましたセミナーに参加しての御意見でございます。このセミナーでは整 理した情報と最新の知見が報告され、配付された資料、講演者の説明もわかりやすかった ということで、是非わかりやすいセミナーの開催をお願いしたいものです。

当方からのコメントでございますが、情報の共有、意見交換というリスクコミュニケーションに関しましては、積極的に取り組んでおり、今後とも時宜を得た事柄をテーマとして、意見交換会や有識者を招聘してのセミナー等の開催を検討してまいりますということでございます。このセミナーに参加できなかった方々には、当委員会のホームページに資料、議事録を掲載しておりますので、こちらの方を御覧くださいということでございます。次に、「のうやくって何だろう?」という農水省消費者の部屋のイベントに関する御意見でございます。農薬が必要であること、食料生産に大いに貢献できるなど、十分に子どもが理解できるような内容であったという御意見です。これにつきましては、農林水産省からコメントをいただいております。

もう一件「最近の『食』の安全・安心に対する消費者側の意見」をいただいているところでございます。

3ページの真ん中「2. BSE 関係」です。今回は2件いただいております。

まず1つは「米国産牛肉の輸入条件について」、国産の牛肉に関しては自治体レベルでの全頭検査の見直し、米国、カナダ産牛肉に関しては輸入条件の見直しを図る時期に来ているのではないかという御意見です。

下の方は、リスク管理の責任の明確化を提言したいということをおっしゃっております。 厚生労働省、農林水産省から御意見、コメントをいただいているところでございまして、 輸入条件の見直しに関しましては、食の安全と消費者の信頼確保を大前提に科学的知見に 基づいて、連携を取って対応しますということでございます。

4ページ「3. 化学物質・汚染物質関係」で3件。そのうち2件につきましては、トランス脂肪酸の表示、トランス脂肪酸の過剰摂取に対する御意見でございます。食品安全委員会からのコメントですが、これまで食品安全委員会ではトランス脂肪酸に関する調査を2度行っており、日本人の一般的な食生活の中では、トランス脂肪酸の摂取量は少ないと考えられます。しかし、偏った食事をしている場合には注意が必要ですという結果でございました。

また、トランス脂肪酸につきましては、昨年度の自ら評価の案件ということで取り上げられておりまして、現在、新開発食品専門調査会において審議が進められている状況でございます。表示につきましては、消費者庁からコメントをいただいております。

6ページ。食品中のアクリルアミドについて、フライドポテトなど加熱調理食品を食べるときに不安がありますという御意見です。食品安全委員会からのコメントですが、食品安全委員会ではアクリルアミドについて、ファクトシートとして取りまとめ、ホームページ等を通じまして、情報提供を行っているところでございます。この中ではヒトの健康への影響、あるいは生成のメカニズムに加えまして、低減のための取組みについても記載しているところでございます。

下の方ですけれども、食品に含まれるアクリルアミドを摂取した場合の健康への影響に関しましては、我が国、欧米等でも調査中ということで、各機関等と連携を取り合って情報収集を行い、わかりやすい情報提供に努めたいということでございます。また、厚生労働省、農林水産省からも情報提供に関するコメントをいただいております。

8ページ「4.食品衛生管理関係」で、全部で5件です。そのうち牛肉と腸管出血性大腸菌等による食中毒について、3件いただいております。腸管出血性大腸菌につきましては、自ら評価を行っているところでございまして、このたびリスクプロファイルとして結果を公表したところでございます。これにつきましては「腸管出血性大腸菌による食中毒の防止について」ということで、重要なお知らせを通じて注意喚起を行っております。

また、食中毒に関しまして、暖かい季節になり「バーベキューによる食中毒を防ぐために」ということでも注意喚起を行っている状況でございます。

9ページには、厚生労働省から食肉による食中毒の注意喚起をコメントとしていただい ております。

10ページ「輸入食品の安全対策について」ということで御意見をいただいております。これにつきましては、厚生労働省からコメントをいただいております。

回付案件として「食資源生産遠隔地における食品検査支援体制について」ということで 御意見が1件寄せられております。

11ページの真ん中ですが、食品の表示の関係で3件。1件目が食品表示の一元化として、 縦割り行政を見直して、表示について一元化すべきだという御意見。下の方では、食品添加物の着色料の名称について、できるだけ具体的に名称を記してほしいという御意見。12ページ「原産地表示について」、御意見をいただいております。表示に関しましては、消費者庁からいずれもコメントをいただいております。 最後に「6. その他」で7件いただいております。まず2つが「健康食品の安全性について」ということ。その下は「健康食品の表示について」ということでございます。両方につきましては、厚生労働省、消費者庁からコメントをいただいております。

13ページの下の御意見ですけれども「『食の安全』に関する地域での普及実践事例」ということで御報告をいただいております。食品安全モニターとして、トランス脂肪酸、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故などの記事のスクラップ、あるいは委員会からのリーフレットを活用しながら、地域で勉強会を催したということで、食の安全に関する情報があふれる現代社会において、それらを正しく理解し整理するために生涯教育を切望している声も多いということで、モニター活動としての御認識を御意見としていただいております。

最後は回付の御意見ですけれども、スナック菓子やジュースなどの飲み過ぎ防止のために実演キットや工場見学等々をしてはどうかということ。「食の楽しみの獲得」ということで1件。「ホウレンソウの生食について」、ゆでるのが常識と思っていましたけれども、生で食べる機会が多くなっているという御意見。最後は「うまみ成分蛋白加水分解物について」という御意見をいただいております。

御報告は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(5) 食品安全関係情報 (5月26日~6月4日収集分) について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全関係情報 (5月 26 日~6月 4 日収集分) について」です。事務局から報告してください。

〇本郷情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料 4-1 及び 4-2 に基づきまして、御報告いたします。

資料4-1ですが、これは食品安全委員会が5月26日から6月4日にかけて収集した124の情報を地域別、ハザード別に分類して一覧表にしたものでございます。地域別には北米、欧州からのものが多く、ハザード別に見ると農薬、細菌、GMOなどが多いという結果になっております。

資料4-2に基づきまして、食品安全委員会事務局が収集した情報の中から、ハザード

分野別に代表的な情報を紹介いたします。

「化学物質」分野からは、米国環境保護庁(EPA)が5月21日に公表した Pediatrics 誌の有機リン系農薬と注意欠陥・多動性障害との関係性に関する論文に対する声明について紹介したいと思います。

下の方の※1を御覧ください。有機リン系農薬について説明が載ってございます。有機リン系農薬は中枢神経系に存在するアセチルコリンエステラーゼの正常な働きを阻害する農薬で、主に接触毒あるいは浸透性殺虫剤として広範囲に害虫に効力を示し、広く使用されているものでございます。主なものといたしましては、マラソン、ジクロルボス、アセフェート、フェニトロチオンなどがあります。

※2ですけれども、注意欠陥・多動性障害、ADHDと略称されることが多いものです。これについては、年齢あるいは発達に不釣合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すものでございます。また、7才以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されているというものでございます。

本文について御報告いたします。第2パラグラフです。Pediatrics 誌によりますと、有機リン系農薬は米国の子どもが普通に暴露する量で、注意欠陥・多動性障害を引き起こす可能性があるとしている。EPAはこの研究結果を真剣に受け止め、現在、EPAの行っている有機リン系農薬の評価に研究結果を反映させていくこととしたということでございます。

次のパラグラフですが、ただし、この有機リン系農薬が ADHD を引き起こすことが今回データから証明されたわけではなく、また、1回のスポット尿サンプルにおいて、1種類の代謝物を通じて有機リン系農薬の暴露量を評価することに限界があるという Pediatrics 誌の論文の結論について、EPA は全般的に同意しているとのことでございます。

EPA は農薬への暴露を減らすため、農薬を安易に使用する前に、害虫の餌や発生源を取り除くなどの基本的な害虫管理手段を講じること、農薬を使用する場合は農薬のラベル表示に注意して使用すること、果物や野菜は食べる前に洗浄し皮をむく、及び様々な食品を摂ることなどを推奨しているということでございます。

8行目に戻りますが、実験で使用されたデータは、これら有機リン系農薬の登録が段階的に取り消された 2000 年から 2004 年にかけてのものであるため、EPA による新規制を反映していないと EPA は考えているとのことでございます。

この新規制でございますが、最後の段落にございます。有機リン系農薬の再評価が始まって以降、17の有機リン系農薬の登録が取り消され、現在32の農薬が登録されています。

また、子どもが通常食べる食品に使用される有機リン系農薬の 58 の使用用途が取り消されるか、もしくは段階的に取り消されています。その結果、1990 年中ごろから 2004 年の間に、子どもが食べる食品に使用される有機リン系農薬の量は 12,700 トンから 5,443 トンに減少したということでございます。

関連情報といたしまして、Pediatrics 誌の論文が一番下にある URL から入手可能でございます。また、食品安全委員会ではこうした情報などを踏まえまして、22 年度の食品安全確保総合調査費を活用いたしまして、人の発達性障害と農薬に関する情報収集調査を行うことといたしております。

2ページ「微生物・プリオン・自然毒」分野からは、英国健康保護局(HPA)が5月28日に公表した、最近の1年間に発生したハチミツ摂取歴のある乳児ボツリヌス症の第3件目の症例について紹介いたします。なお、前回はフランスにおける同様の情報を紹介しているように、最近ヨーロッパでの発生が増えている模様でございます。

※1ですが、乳児ボツリヌス症は食品中に含まれる毒素そのものを摂取して発症するボ ツリヌス食中毒とは異なりまして、ボツリヌス菌芽胞を1才未満の乳児が経口摂取した結 果、腸管内で菌が発芽し、菌が増殖して産生した毒素により発症するもので、ごくまれに ボツリヌス菌以外のクロストリジウム属菌による症例が報告されています。

次に本文について報告いたします。第2パラグラフからですが、英国で最近ハチミツの 摂取歴のある生後 15 週の乳児のボツリヌス症が確認されました。糞便検体によりまして、 E 型ボツリヌス神経毒素が検出されたことから、乳児ボツリヌス症と診断されたというこ とです。これは 2009 年 8 月以降、HPA に報告されたハチミツ摂取に関連した 3 例目の症例 であるとしております。乳児ボツリヌス症は英国ではまれな疾病であり、2008 年末までに 8 症例のみが報告されているということです。

次のパラグラフですが、2009年には8月と9月にイングランドとスコットランドで乳児ボツリヌス症が計2件発生している。今年の5月の3件目の乳児ボツリヌス症例で検出されたE型ボツリヌス神経毒素は乳児ボツリヌス症の原因としてはまれで、全世界で7症例の報告があるのみということのようです。

最後のパラグラフですが、英国ではまれな疾病である乳児ボツリヌス症が1年間に3症例報告されていることは普通ではありません。これらすべての症例では乳児ボツリヌス症の主な食事リスク要因であるハチミツの摂取歴がありました。乳児ボツリヌス症のリスクを軽減するために、保護者は1歳未満の乳児にハチミツを与えないようにするとの助言を守ることが重要であるとしております。

関連情報といたしまして、英国食品安全庁からも同案件についての報告がなされております。また、カナダ保健省以下の情報につきましては、前回も御紹介したものがほとんどでございますけれども、乳児ボツリヌス症などに関する詳しい情報が公開されております。なお、前回、畑江先生から指摘をいただいておりまして、それを踏まえまして、食品安全委員会の情報にも1歳未満の乳児にハチミツを与えないようにという記載を加えさせていただきましたことを御報告いたします。

3ページ「新食品等」分野からは、カナダ食品検査庁(CFIA)が6月1日に公表した食物アレルゲン情報に関する小冊子について御紹介いたします。

※1ですが、アレルギー食品についての説明です。食物アレルギーとは、食べた食物のタンパク質が原因となってアレルギー症状を起こす病気で、アレルギーを起こす食物を食物アレルゲンと言います。幼児や小児によく見られる食物アレルゲンは、卵、牛乳、小麦、大豆である。アレルギー症状としては、かゆみやじんましんといったものから重篤な場合は血圧低下、呼吸困難などがあります。

次に本文について報告いたします。第2パラグラフです。この小冊子は、食物アレルギーや過敏症に悩まされている人々に対し必要な情報を提供し、これらの人々が食品について十分に知識を持った上で適切な選択ができるようになることを目的としている。また、最も一般的な食物アレルゲンを含む食品、成分名、アレルギー反応を低減する方法、アレルギー反応の症状と処置に関する情報が掲載されております。現在、カナダではおよそ120万人が食物アレルギーの影響を受けており、食物アレルギー患者数は特に子どもにおいて増加しているということのようです。

この小冊子で取り上げられているのは、卵、牛乳、ピーナッツ、魚介類、ゴマ、大豆、 亜硫酸塩、ナッツ類及び小麦で、これらは重大アレルゲンとされております。なお、亜硫 酸塩につきましては、※3の注意書きにもありますとおり、厳密には過敏症とされている ものでございます。

関連情報ですが、前回紹介した米国の情報のほかに、国内の関連情報の URL を掲載しましたので、御参照にしていただければと思います。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございました。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問はございませんでしょうか。どうぞ。

○廣瀬委員 最初のページの化学物質の真ん中からちょっと下に、EPA による有機リン系 農薬再登録及び登録状況というところがありますけれども、その中で EPA では現在 32 種類 の農薬が登録されており、子どもが食べる食品に使用される有機リン農薬の量は 12,700 トンから 5,443 トンとかなり減っているようですが、日本での現在の有機リン系農薬の登 録状況、有機リン系農薬の最近の使用状況について情報があれば、お教え願いたいです。

○本郷情報・緊急時対応課長 日本の登録のある有効成分数でございますが、現在、29 成分ございます。2000 年以降に失効した有効成分の数ですが、18 成分ほど失効しているということでございます。有機リン系の殺菌剤の出荷量の推移を見ますと、5 年前と比べまして、約3割ほど減少しているということでございます。

その生産量でございますけれども、20年度の数値をお聞きしましたところ、これはトンとキロリットルが混在したデータをそのまま足し算していますので、厳密にはトンと言ったらいいのか、キロリットルと言ったらいいのかわかりませんけれども、仮に比重を 1.0とした場合は、38,832トンになるようでございます。

以上でございます。

- **○廣瀬委員** そうすると失効しているのが 18 農薬ということは、これは当然、毒性が強いために失効したと考えてよろしいのでしょうか。
- ○本郷情報・緊急時対応課長 恐らくそういった評価の結果だと理解しております。
- 〇小泉委員長 ほかにいかがですか。今、廣瀬さんが質問されたことは、私もとても気になるところで、実際に殺虫剤の生産量がほかの国では 5,000 トンに減っているのに、日本では、まだ 7 倍くらい使われていることになるわけですね。
- ○本郷情報・緊急時対応課長 今、小泉委員長から御指摘があったとおりですが、厳密に言いますと、日本のデータは液状の分も含まれておりますので、これが実際に液状のものと固形状のものがどのくらいの割合で入っているかがよくわからない。一方でアメリカのデータについては 5,443 トンとなっておりますが、これは固形なのか液状なのか、ここはまだ確認が取れていませんので、単純に比較できるかどうかはわかりません。ただし、仮に日本のデータが 50%の濃度の液状だとしても、やはり日本の方が多いかなとは推測でき

るかと思います。

○小泉委員長 同じ成分割合であれば、単純には7倍になるでしょうし、その固形成分が 少なければ、単純には比較できないかとは思います。何か御意見はありますか。よろしい ですか。

それでは、ほかに議事はございますか。

- ○西村総務課長 ほかはございません。
- 〇小泉委員長 それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会 合は6月24日木曜日14時から開催を予定しております。

明日6月18日金曜日16時から、かび毒・自然毒等専門調査会が公開。

来週 21 日月曜日 14 時から、動物用医薬品専門調査会が公開。引き続き、15 時 30 分から非公開。

23 日水曜日 14 時から、遺伝子組換え食品等専門調査会が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

また、食品安全委員会では当委員会が設立された背景あるいは委員会の役割、リスク評価やリスクコミュニケーションなどの取組みについて解説したパンフレット『食品安全委員会 2010』を作成いたしました。当パンフレットは食品安全委員会のホームページからもダウンロードできますので、是非御活用いただければと思います。

また、委員会のホームページに掲載しております、食品による窒息事故に係る食品健康 影響評価に関する情報 Q&A ですが、先週答申いたしました、食品による窒息事故に係る評 価結果を踏まえまして改訂いたしましたので、そちらも御覧いただければと思います。

以上をもちまして「食品安全委員会(第 336 回会合)」を閉会といたします。どうもありがとうございました。